

一般社団法人生産，物流現場カイゼン研究会定款

平成25年 9月10日 作成
平成 年 月 日 認証
平成 年 月 日 設立

騰本

一般社団法人生産、物流現場カイゼン研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人生産、物流現場カイゼン研究会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民、特に生産現場、物流現場に対し、生産性向上及び物流の効率化等の普及、促進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 生産性の改善、向上、物流の効率化等についての調査、研究、企画、開発及び情報の提供に関する事業
- 2 生産性の改善、向上、物流の効率化等を図る個人、団体に対する指導、教育、助言及び支援に関する事業
- 3 研修会、セミナー、講演会等の企画、立案、実施及び運営に関する事業
- 4 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都清瀬市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格の喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 社員総会

(定時社員総会の招集時期)

第 9 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

(社員総会の議長)

第 10 条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。

2 理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第 11 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 12 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第 13 条 当法人の理事は、1名以上とする。

(理事の任期)

第 14 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 15 条 当法人の理事が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 16 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 17 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 18 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 19 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 20 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 21 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 26 年 8 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 22 条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事 門脇 圭

(設立時社員)

第 23 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都清瀬市下清戸一丁目 17 番地 25-202 号

設立時社員 門脇 圭

埼玉県飯能市大字赤沢 952 番地 1

設立時社員 矢崎 早人

(法令の準拠)

第 24 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人生産、物流現場カイゼン研究会の設立のため、設立時社員門脇圭、同矢崎早人の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 25 年 9 月 10 日

設立時社員 門脇 圭

設立時社員 矢崎 早人

定款作成代理人 行政書士 林 洋志



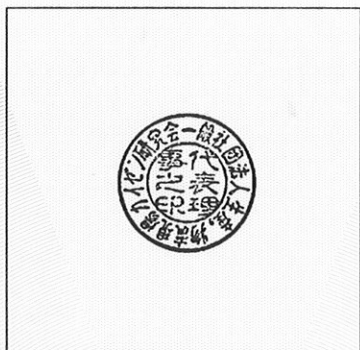
(公) (証) (人) (役) (場)	
同一の情報の提供	
提供の日付	： 2013年10月8日
公証人	： 01040023 石井政治
所属法務局	： 東京法務局
公証役場	： 神田公証役場
	東京都千代田区鍛冶町一丁目9番4号
請求対象の登簿管理番号	： 13-0104002302001568
請求対象の文書種別	： 電磁的記録の認証
請求対象の認証日	： 2013年10月8日
請求対象の処理公証人	： 01040023 石井政治
所属法務局	： 東京法務局
公証役場	： 神田公証役場
	東京都千代田区鍛冶町一丁目9番4号
認 証 文	
これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する	
(公) (証) (人) (役) (場)	



(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)

印鑑証明書

会社法人等番号 0127-05-001819



名 称 一般社団法人生産、物流現場カイゼン研究会
 主たる事務所 東京都清瀬市下清戸一丁目17番地25-20
 2号
 代表理事 門 脇 圭
 昭和48年10月14日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

平成25年10月24日

東京法務局田無出張所
登記官

向 山 敏 明



履歴事項全部証明書

東京都清瀬市下清戸一丁目17番地25-202号
一般社団法人生産、物流現場カイゼン研究会
会社法人等番号 0127-05-001819

名称	一般社団法人生産、物流現場カイゼン研究会
主たる事務所	東京都清瀬市下清戸一丁目17番地25-202号
法人の公告方法	官報に掲載して行う。
法人成立の年月日	平成25年10月16日
目的等	目的 当法人は、広く一般市民、特に生産現場、物流現場に対し、生産性向上及び物流の効率化等の普及、促進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 生産性の改善、向上、物流の効率化等についての調査、研究、企画、開発及び情報の提供に関する事業 2 生産性の改善、向上、物流の効率化等を図る個人、団体に対する指導、教育、助言及び支援に関する事業 3 研修会、セミナー、講演会等の企画、立案、実施及び運営に関する事業 4 前各号に附帯又は関連する一切の事業
役員に関する事項	東京都清瀬市下清戸一丁目17番地25-202号 代表理事 門 脇 圭 理事 門 脇 圭
登記記録に関する事項	設立 平成25年10月16日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年10月24日
東京法務局田無出張所
登記官

向 山 敏 明

